

ベトナム観光プロモーション事業業務委託仕様書

1 趣旨

中部山岳広域観光推進協議会では、東南アジアからの更なる誘客の促進にむけ、ベトナムにおいて観光プロモーションを実施するとともに、現地旅行会社に対し、中部山岳国立公園周辺観光地の旅行商品の造成と販売を促すための情報発信等を実施する。

2 事業名

ベトナム観光プロモーション事業業務

3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

東南アジアからの更なる誘客の促進にむけ、ベトナムにおいて観光プロモーションを実施するとともに、現地旅行会社に対し、中部山岳国立公園の周辺観光地の旅行商品の造成と販売を促すための情報発信等を実施する。

(1) 現地観光 PR イベントの開催

委託業務の趣旨を踏まえ、下記のとおり観光 PR イベントを実施すること。実施内容については中部山岳広域観光推進協議会と協議、調整を行ったうえで業務を行うこと。

① イベント実施時期・形態

- ・ 令和8年夏～令和9年1月までの間に行うこと。
- ・ 開催時期、期間、実施回数（複数回の実施も可）及び規模について、効果的な集客及びプロモーションが可能な手法を検討のうえ、企画すること。なお、イベントは中部山岳広域観光推進協議会主催による単独の行事とするか、現地で既に企画、予定されている旅行会社向けのイベントの場を活用するかは問わない。

② ターゲット

- ・ ベトナム市場の特性を踏まえ、現地旅行会社を主なターゲットとしたイベントとすること。
- ・ 参加が見込まれる現地旅行会社数や商談件数、規模について、企画で示すこと。

③ 開催場所

- ・ ベトナムにおいて、効果的な集客が可能な場所とすること。

④ イベントについて

○観光 PR イベントの内容

- ・ 中部山岳国立公園の周辺観光地のうち、立山黒部アルペンルートをはじめとした富山県及び長野県の観光の魅力を発信するイベントとすること。
- ・ 中部山岳国立公園の周辺観光地の魅力のプレゼンテーションを含めること。

- ・ 中部山岳広域観光推進協議会関係者がイベントに参加することを想定し、現地旅行会社とネットワークを深めることのできる内容とすること。
- ・ イベントでは、中部山岳国立公園周辺観光地や富山県、長野県の興味、関心を惹くようパンフレット等を用いて情報発信を行うこと。また、富山県及び長野県の自然のほか、食や伝統など幅広い魅力を紹介するよう努めること。

○イベント運営等

- ・ 観光 PR イベントの実施可能な会場を手配すること。
- ・ イベント実施に必要な責任者やスタッフを配置すること。
- ・ イベントで使用するパンフレット、ノベルティ等の物品の輸送に係る手続きを行うこと。なお、委託料は、国内外輸送費、関税など物品輸送に係る一切の費用を含むものとする。
- ・ イベント実施に必要な什器、備品の手配を行い、展示終了後は撤去すること。
- ・ イベントの全体管理を行うこと。

○広報・プロモーション

- ・ イベント実施前に広報を行い、現地旅行会社の集客に努めること。
- ・ イベント期間中やイベント実施後も、観光 PR イベントの内容について情報発信を行うこと。
- ・ 必要に応じてメディア、ランドオペレーター、一般消費者に対しても、効果的な方法でのプロモーションを行うよう工夫すること。

○イベント後のフォローアップ

- ・ イベントへ参加した旅行会社に対して、旅行商品の造成の可能性や成果について、フォローアップを行い把握すること。
- ・ 中部山岳国立公園周辺観光地に関心を示す旅行会社がいる場合、送客に向け適宜フォローを行うこと。

○セールスコール

- ・ 観光 PR イベントにあわせ、中部山岳広域観光推進協議会関係者が現地旅行会社を個別訪問（3社以上）し、セールスコールを行えるよう調整すること。
- ・ 調整にあたっては、セールスコールに有効な旅行会社を事前に提案するとともに、アポイントメントの取得、訪問先との事前調整及び当日の同行等を行うこと。

○その他

- ・ 観光 PR イベント及びセールスコールにあたっては、通訳を手配すること。
- ・ 観光 PR イベントの会場へのアクセスやセールスコールでの移動を踏まえ、移動車両を手配すること。
- ・ 観光 PR イベントにおいて、必要に応じ資料をベトナム語で翻訳し、活用できるようにすること。
- ・ その他イベント実施にあたっては中部山岳広域観光推進協議会（事務局：富山県）と協議のうえ進めること。

（２）旅行商品の造成と販売にむけた情報発信

○旅行商品の造成及び情報発信

- ・ 中部山岳国立公園の周辺観光地のうち、立山黒部アルペンルートをはじめとした富山県及び長野県の旅行商品（4本以上）を造成するとともに、現地旅行会社に対し販売又は情報発信すること。（上記（1）の現地観光PRイベントにおいても可能であれば販売又は情報発信すること。）
- ・ 現地メディアや広告、WEBサイト等を効果的に活用し、旅行商品や、富山県及び長野県の観光の魅力を発信するよう努めること。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを中部山岳広域観光推進協議会（事務局：富山県）へ提出すること。

- ・ 業務完了報告書（一式、電子データで納入）
- ・ その他中部山岳広域観光推進協議会が必要と認めた資料等（一式、電子データで納入）

6 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権（受注者が委託業務を履行する前から有していたもの等本事業と無関係に有していた著作権は除く。）は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、中部山岳広域観光推進協議会に帰属するものとする。
- （5）受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- （6）受託内容に疑義が生じた場合は、その都度中部山岳広域観光推進協議会と協議の上、その指示に従って進めること。
- （7）本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。